

令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱の概要」の中から、中小企業等に関する税制措置についてご紹介します。詳細な内容については、経済産業省ホームページ内の令和3年度税制改正特集ページ(https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/index.html)をご覧ください。

(1) 中小企業の経営資源の集約化(M&A)に資する税制の創設

新設

- 経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税、②雇用確保を促す税制、③準備金の積立を認める措置を創設する。
 - M&Aの効果を高める設備投資減税
投資額の**10%を税額控除**又は**全額即時償却**。
 - 雇用確保を促す税制
M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給総額の増加額の25%を税額控除**。
 - 準備金の積立(リスクの軽減)
M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、据置期間付(5年間)の準備金を措置。M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

(2) 様々な中小企業の設備投資支援を強化

延長

- 中小企業の生産性向上や、DXに資する設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制を2年間延長(10%の税額控除等)するとともに、**中小企業投資促進税制を商業・サービス業・農林水産業活性化税制と統合した上で2年間延長(7%の税額控除等)する。** **令和4年度末まで延長**
- 地域経済を牽引する企業向けの地域未来投資促進税制(5%の税額控除等)に、新たに**サプライチェーン強靱化の類型を追加し、2年間延長する。** **令和4年度末まで延長**
- 激甚化する災害や感染症の事前対策に資する**中小企業防災・減災投資促進税制(特別償却 20%)の対象設備を追加し、2年間延長する(停電時の電力供給装置、重要設備のかさ上げに用いる架台、サーモグラフィ)。** **令和4年度末まで延長**

(3) 中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大を支援

見直し・延長

- 中小企業軽減税率(所得800万円まで、法人税を19%から15%に軽減)を2年間延長する。 **令和4年度末まで延長**
- 所得拡大促進税制について、企業全体の給与等支給総額を増加させた場合(前年度比1.5%以上)、**その増加額の15%を税額控除(2.5%以上増加等で、さらに10%上乘せ)する制度とした上で、2年間延長する。** **見直し、令和4年度末まで延長**

(4) 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置

延長

- 土地の固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、令和3年度は、評価替えを行った結果として、**課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度の税額に据え置く措置を講ずる。** **令和5年度末まで延長**